

居宅介護支援重要事項説明書

当事業所は、介護保険法による指定を受けている「指定居宅介護支援事業所」です。

- ・ 事業所名 ほうせんえん居宅介護支援事業所
- ・ 管理者名 鈴木 真喜
- ・ 指定番号 山形県 第0671300010号

あなたに対する居宅介護支援の提供にあたり、厚生労働省令第38号第4条に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

当事業者は、介護保険法の理念に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、適切な居宅介護支援を提供します。

(2) 運営の方針

- ① 要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように援助します。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正、中立に行います。
- ③ 関係市町村や地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携により、総合的かつ効果的に提供されるように配慮します。

2 職員の職種・員数及び職務内容

区 分	資 格	常勤（人）	非常勤（人）	職務内容	計（人）
管 理 者	介 護 福 祉 士 主任介護支援専門員	1	0	業務の統括 居宅介護支援	1
介護支援専門員	介 護 福 祉 士 主任介護支援専門員	1	0	居宅介護支援	1
事 務 職 員		1	0	事 務	1

3 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日
休 業 日	土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日)
営 業 時 間	8時30分～17時30分

4 担当介護支援専門員

氏 名		連絡先	023-673-6228
-----	--	-----	--------------

5 居宅介護支援の提供方法

(1) 居宅介護支援の提供方法

- ① 介護支援専門員は、身分を証明する証票を携行し、初回訪問時または利用者もしくはその家族から求められたときは、これを提示するものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供を求められたときには、利用者の被保険者証により被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間を確かめるものとします。
- ③ 居宅介護支援の提供に当たっては、要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合には被保険者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- ④ 要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する1ヶ月前には行われるよう、必要な援助を行います。
- ⑤ 要介護認定等を受けた者の居宅サービス計画の作成に関しては、利用者もしくはその家族の意思を尊重して医療保健サービス、福祉サービス等のサービス事業者と連携し、被保険者の承認を得て、総合的、効果的に行います。
- ⑥ 利用者及びその家族からの相談にあたっては、利用者宅で行うことを原則としますが、必要に応じて、居宅支援事業所の相談室、事務室及びその他の関係機関でも行います。
- ⑦ ケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介や、当該事業所をケアプランに位置づけた理由について、利用者の求めに応じて説明を行い理解を得ます。
- ⑧ 公正中立性の確保を図る為、居宅支援事業所において作成されたケアプランに位置付けている居宅サービス事業所（訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与）の利用割合及び、同一事業者によって提供されたものの割合については、別紙にて添付します。

(2) 居宅介護支援の内容

① 居宅サービス計画の作成

- ア 介護支援専門員は、居宅サービス計画ガイドラインに基づき居宅サービス計画の作成に関する業務を行います。
- イ 居宅サービス計画作成開始に当たっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者又はその家族がサービスの選択を可能とするように支援します。
- ウ 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成に当たって利用者の有している能力、提供を受けるサービス等、そのおかれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱えている問題点等を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するために、解決すべき課題等を把握します。
- エ 介護支援専門員は、利用者、家族の希望並びに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供されている体制等を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- オ 介護支援専門員は、サービスの担当者会議を開催し、当該居宅サービス計画の原案内容について、担当者から専門的な見地から意見を求めるものとします。
- カ 介護支援専門員は、利用者またはその家族に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得ます。

② サービスの実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者またはその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行います。

③ 介護保険施設の紹介等

ア 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

イ 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院または退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅サービス計画の作成等の援助を行います。

(3) 居宅介護支援の終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

原則として、1ヶ月前までにご連絡下さい。なお、緊急やむを得ない事情がある場合はご相談下さい。

② 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスを終了させて頂く場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介させて頂きます。

③ 自動終了となる場合

以下の場合、自動的にサービスは終了となります。

- ・利用者が介護保険施設に入所された場合
- ・利用者の要介護認定区分が自立または要支援と認定された場合
- ・利用者が死亡された場合

④ その他

事業所は正当な理由がなく、居宅介護サービスの提供を拒否することはありません。ただし、以下の場合、居宅介護サービスを中止させていただくとともに、ただちに当該利用者が加入している介護保険の保険者である市町村に状況報告をいたします。

ア 介護給付費等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態等の程度を増進させた認められるとき。

イ 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

ウ 利用者や家族等から、当該事業所や当該事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行いその改善が見込めない場合、文書で通知することにより、直ちに居宅介護サービスを終了させていただく場合があります。この場合においても地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

6 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けた方は、介護保険制度から全額支給されるので、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、法定受領ができなくなった場合は、要介護度に

応じて次の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出すると、全額払い戻しを受けることができます。

要介護 1・2	1月に10,860円
要介護 3・4・5	1月に14,110円

その他、加算については次のとおりです。

・初回加算

適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するに当たり、新規に居宅サービス計画を作成する場合や要介護認定区分の2段階以上の変更認定を受けた場合、加算となります。

初回加算 1回300単位(3,000円)

・入院時情報連携加算

医療と介護の連携の強化・推進を図る観点から、入院時に病院等と利用者に関する情報共有等を行うため、利用者に関する必要な情報を提供した場合、加算となります。

入院時情報連携加算(I) 1月に250単位(2,500円)

病院又は診療所に入院した当日中に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合

入院時情報連携加算(II) 1月に200単位(2,000円)

病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合

・退院・退所加算

退院または退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で連携を図り、居宅サービス計画を作成し、居宅サービスの利用に関する調整を行った場合、加算となります。

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	450単位(4,500円)	600単位(6,000円)
連携2回	600単位(6,000円)	750単位(7,500円)
連携3回	×	900単位(9,000円)

・通院時情報連携加算

医療と介護の連携を強化し、適切なケアマネジメントの実施やケアマネジメントの質の向上を進める観点から、利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアマネジメントを行った場合、加算となります。

通院時情報連携加算 1月に50単位(500円)

・緊急時等居宅カンファレンス加算

病院又は診療所の求めにより、病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合、加算となります。(月2回まで)

緊急時等居宅カンファレンス加算 1回200単位(2,000円)

・ターミナルケアマネジメント加算

自宅で最期を迎えたいと考えている利用者に対して、利用者又はその家族の同意を得て、利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス事業者に提供した場合、加算となります。

ターミナルケアマネジメント加算 1月に400単位(4,000円)

(2) その他の料金

・交通費

当該事業所の通常の事業の実施区域にお住まいの方は無料です。

7 通常の事業の実施地域

上山市 山形市

8 サービスの内容に関する相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情については、次のところで受け付けます。

(1) 当事業所

苦情(相談)受付担当者	管 理 者	鈴木 眞喜
苦情(相談)解決責任者	施 設 長	猪狩 良佳
受付時間	月曜日～金曜日 8時30分から17時30分 電話 023-673-6228	

(2) 行政その他機関

上山市健康推進課 高齢介護係	所在地	上山市河崎一丁目1番10号
	電話番号	023-672-1111(代表)
山形市福祉推進部 介護保険課	所在地	山形市旅籠町二丁目3番25号
	電話番号	023-641-1212(代表)
山形県国民健康保険 団体連合会	所在地	寒河江市大字寒河江字久保6
	電話番号	0237-87-8006(苦情相談窓口) 0237-83-3354(ファックス)

9 事故発生時の対応

指定居宅ほうせんえん居宅介護支援事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には速やかに、当該市町村・利用者のご家族様に連絡を行うとともに、必要な措置を行いません。また賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行いません。

10 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

11 主治の医師および医療機関などとの連携

事業者は利用者の主治の医師または関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのために、入院、受診時などには、当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願いいたします。

12 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者機関への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

13 業務継続計画の策定

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

16 身体拘束等の原則禁止

利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

17 当事業所の経営主体の概要

名称・種別	社会福祉法人 偕 寿 会
代表者 役職・氏名	理事長 島崎 みつ子
所在地	〒999-3103 山形県上山市金谷字藤木2401番地 電話023-679-2366

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して本書面に基づき、重要事項を説明し
交付しました。

所在地 〒999-3103
山形県上山市金谷字藤木2401番地
電話 673-6228 FAX 677-1331

事業所名 ほうせんえん居宅介護支援事業所
説明者 職名 介護支援専門員

氏名 ⑩

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意し
交付を受けました。

利用者 住所
氏名 ⑩

代理人 住所
氏名 ⑩